(目的)

第1条 この要綱は、八王子市消費者団体連絡会設置要綱第3条に定める基準及び団体の登録手続等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録基準等)

- 第2条 登録することができる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
 - (1) 団体の構成員の半数以上が市内の在住者、在勤者又は在学者であり、主たる活動の場所が、市内であること。
 - (2)消費生活に関する学習活動を行っていること。
 - (3) 団体の構成員が概ね5名以上であり、代表者が定められていること。
 - (4) 専ら営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
 - (5) 公序良俗に反する団体でないこと。
 - (6) 団体としての規約その他これに準ずるものが定められていること。
 - (7)活動計画を有すること。
- 2 登録した団体は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
 - (1)活動成果を広く市民へ情報提供すること。
 - (2) 学習活動をとおして地域におけるネットワーク化を図ること。
 - (3) 八王子市消費生活センターの事業に積極的に参加すること。

(登録申請)

- 第3条 登録をしようとする団体は、次に掲げる書類を添付して、八王子市消費者団体連絡会登録申請書 (第1号様式)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 規約その他これに準ずるもの
 - (2)活動計画書
 - (3) 会員名簿

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、登録することを認めた場合は八王子市消費 者団体連絡会登録決定通知書(第2号様式)により通知し、認めない場合は八王子市消費者団体連 絡会登録却下通知書(第3号様式)により通知する。

(変更の手続)

- 第5条 前条の規定により登録した団体(以下「登録団体」という。)は、次に掲げる事項に変更が生じた ときは、八王子市消費者団体連絡会登録変更届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならな い。
 - (1) 団体の名称又は代表者若しくはその連絡先
 - (2) 規約その他これに準ずるもの
 - (3)活動計画

(登録の取消し)

- 第6条 市長は、登録団体が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。
 - (1)第2条第1項の要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (2) 登録団体から申出があったとき。
 - (3) 市長が登録団体として適切でないと認めたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年8月10日から施行する。

様 式 省略